

取引条件書(手配旅行・旅行相談)

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約(含む旅行相談)が成立した場合契約書面の一部となります。

毎度当協会をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当協会では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当協会の旅行業約款(手配旅行契約の部・旅行相談契約の部)によります。

ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

1. 申込金と契約の成立

(1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の20%相当額の申込金を申し受けます。当協会業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当協会にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。

旅行相談をお申し込みの際は、当協会所定の申込書に必要事項をご記入の上お申ください。

(2)お申込みいただくご旅行の契約(手配旅行契約)は、当協会が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭(お電話)によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当協会が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当協会が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。

2. お申し込み条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当協会からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(2)前号のお申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4)18才未満の方は親権者の同意が必要です。

(5)その他当協会の業務上の都合があるときにはお申込をお断りする場合があります。

3. 旅行業務取扱料金

当協会は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

| お引受する内容 | | 旅行業務取扱料金 | |
|------------------------------|--|----------------------------------|----------------------|
| 手配料金 | 運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 | 8人以上の団体 | 旅行費用総額の20% |
| | | 個人(上記以外の場合) | 1件(1手配)につき550円 |
| | 宿泊機関のみの場合 | 8人以上の団体 | 宿泊券面額の20% |
| | | 個人(上記以外の場合) | 1件(1手配)につき550円 |
| | 運送機関のみの場合 | | 1件(1手配)につき1,100円 |
| 観光・入場・食事・その他のサービス機関を単一手配した場合 | | 1件(1手配)につき費用の20% (下限料金1,100円) | |
| 添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。) | | 添乗員1人1日につき33,000円 | |
| 変更手続料金 | 運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 | 8人以上の団体 | 変更に係る部分の変更前の旅行代金の20% |
| | | 個人(上記以外の場合) | 1件(1手配)につき550円 |
| | 運送機関の予約・手配の変更 | | 1件(1手配)につき550円 |
| | 宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。) | | 1件(1手配)につき550円 |

| | | |
|--------|--|--|
| | 観光・入場・食事・その他のサービス機関の予約・手配の変更 | 1件(1手配)につき550円 |
| 取消手続料金 | 運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 | 8人以上の団体 1件(1手配)につき550円 個人(上記以外の場合) |
| | 運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む。) | 1件(1手配)につき550円 |
| | 宿泊機関の予約・手配の取消し (未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む。) | 1件(1手配)につき550円 |
| | 観光・入場・食事・その他のサービス機関の手配の取消し | 1件(1手配)につき550円 |
| 連絡通信費 | お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合 | 1件(1手配)につき550円 (電話料、電報料は別) |

| お引受する内容 | | 旅行業務取扱料金 |
|---------------|--|------------------------------------|
| 観光旅行 | (1)お客様の旅行計画作成のための相談 | 基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円 |
| | (2)旅行計画の作成 | 旅行日程1日につき2,200円 |
| | (3)旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合) | 基本料金2,200円と 旅行日程1日につき2,200円 |
| | (4)運送機関の運賃・料金見積り | 1件につき2,200円 |
| | (5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供 | 資料(A版)1枚につき1,100円 |
| お客様の依頼による出張相談 | | 上記(1)から(5)までの料金に5,500円増 |

(注):1.上記の旅行業務取扱料金は消費税が含まれています。

2.お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金申し受けます。

3.同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

4.変更・取消のお申し出は、営業時間内にお引き受けいたします。

5.JR券を取消・払戻する場合は、上記の規定にかかわらず変更・取消・払戻に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。

6.添乗員・あっせん員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます。

7.上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

8.お客様の依頼による出張相談のサービスを夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は5,500円増しになります。

4. ご旅行代金

(1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当協会が定める期日までにお支払いいただきます。

(2)当協会は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当協会は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当協会は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)

②当協会所定の変更手続料金

6. 旅行契約の解除

(1)お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

①「別表」に掲げる旅行業務取扱料金

②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用

③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用

④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金

(2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、6(1)に規定されている料金を申し受けます。

7. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約

については、以下により取り扱います。

- (1)当協会は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2)当協会は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3)契約責任者は、契約締結後当協会が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第9項による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
- (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5)当協会は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- (6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当協会は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

8. 当協会の責任と損害賠償・免責事項

[手配旅行]

(1)当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会または当協会の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(2)免責事項

当協会は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。

イ.食中毒

ウ.お客様ご自身の故意または過失による損害

エ.その他の当協会又は当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3)お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

[旅行相談]

(1)当社の責任及び免責

契約の履行にあたって当協会の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限りです。

当協会は、当協会が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当協会は責任を負うものではありません。

9. 個人情報の取扱いについて

- (1)当協会は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当協会にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当協会は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等並びに土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当協会は、①当協会の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当協会は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当協会は、手配代行業務、旅行添乗業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当協会は当該委託先企業を当協会基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5)当協会は、当協会が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当協会でも利用させていただきます。

別表

運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

1. JR

| きっぷの種類 | 払いもどしの条件 | 手数料 |
|--|----------------|-------------------|
| 乗車券 普通回数乗車券 急行券 自由席特急券 特定特急券 自由席グリーン券 | 使用開始前で有効期間内 | 220 円 |
| 立席特急券 | 出発時刻まで | 220 円 |
| 指定席特急券 指定席グリーン券 寝台券 指定席券 | 列車出発の 2 日前まで | 340 円 |
| | 出発日の前日から出発時刻まで | 30% (最低 340 円) |

(注) 1. 割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。

2. 乗車券は、未使用の営業キロが 100 キロを越える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば払戻することができます。(ただし条件があります) その他、詳しくは係員にお尋ねください。

3. バス乗車券の払戻手数料については、係員にお尋ねください。

2. 航空 (払戻しは航空券と引換えに有効期間および有効期間満了日の翌日から起算して 10 日以内に限り行います)

座席予約済の航空券(e チケットお客様控え)を払戻す場合、取消時刻により、各航空会社の定めた約款、規定による払戻手数料および取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ねください。

(注) 一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

3. JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています)

払戻しは、発行日または利用日より 1 ヶ月以内に限りお取扱いします。

原則本券を購入された販売店にお申し出ください。

(券面に指示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

4. 宿泊 (1) お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻いたします。

(2) 払戻しは、ご利用日より 1 ヶ月以内に限り当協会にてお取扱いします。

(3) 取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

当協会でお取扱う宿泊料金に含まれる諸税は場合により異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

取扱個所

福島県知事登録旅行業第 2-362 号
公益財団法人福島県観光物産交流協会
福島県福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 7F
(一社)全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 渡辺 政和

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。